

BIFLAT

施設使用規約

【責任の所在】

- 1 実施されたイベント・展示会によって、当施設及び近隣又は来場者が損害を受けた場合、損失補償を含む一切の責任は借主が負うものとします。
- 2 使用期間中に当施設内において生じた盗難・破損等を含む全ての事故について、貸主は一切の責任を負いません。
- 3 使用期間中に当施設の建物・付帯設備を破損した場合、又、壁、床等に著しい汚れを残した場合、貸主の指定業者において修繕・メンテナンスを行い、借主にその損害額を賠償していただきます。

【禁止事項】

下記の事項に該当するイベント・展示会及び使用は禁止いたします。

- 1 責任の所在が不明確な場合
- 2 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- 3 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害などについて差別するものや、プライバシー侵害、名誉を毀損、中傷・誹謗、セクシュアルハラスメントなど人権を侵害する恐れのある場合
- 4 借主が反社会的勢力であるもの、または、反社会的勢力の運営に資する恐れがあると認められる場合
- 5 詐欺的なもの、又はいわゆる悪徳商法とみなされる場合
- 6 来場者及び当施設周辺に混乱、危険を及ぼす可能性がある場合
- 7 当施設、設備等を汚損、破損する恐れがあると認められる場合
- 8 発火又は引火性の物品や危険物の持ち込み
- 9 お申込み時の使用目的以外でのご使用
- 10 その他、当施設の管理運営上、不相当と認められる場合
- 11 当施設の使用権の全部又は一部の第三者への譲渡・転貸

【注意事項】

- 1 諸道具類の搬入搬出は、養生を行ってから借主側の責任において実施してください。
- 2 施工品、商品、什器等は、指定の搬入搬出口をご使用ください。
- 3 近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等は固くお断り致します。
- 4 持込器具、ポスター、看板類は、借主側が管理の下、終了後はすみやかに撤去願います。

- 5 終了後は、借主側において清掃し、ゴミは全てお持ち帰りください。
- 6 広告類の配布や看板等の掲示、喫煙及び飲食については、事前に貸主側担当者に相談のうえ、その指示に従ってください。
- 7 建物、付帯設備へのガムテープ貼りや釘打ちはできませんのでご注意ください。
- 8 来場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備、整理、盗難、事故防止は、借主側が責任をもって行ってください。
- 9 ご使用期間中、借主側の責任者は会場に常駐して下さい。
- 10 借主側はあらかじめ非常口の所在及び避難経路の確認、避難扉の開き方を確認し非常事態に備えてください。
- 11 当施設のご内見は、都度 30 分以内でお願いしております。

【使用時間】

- ・基本使用時間 10:00～20:00（10 時間）
 ※使用時間をご契約時に確定して頂きます。使用時間には、準備、後片づけ等一切の時間を含みます。
 ※設営、撤去のみで基本使用時間をご利用の場合、1 開催につき 1 日までを仕込日、撤去日料金の対象と致します。
- ・時間外延長 10:00 以前および 20:00 以降
- ・時間貸使用 4 時間以上のご使用に限ります。
 ※使用時間をご契約時に確定して頂きます。使用時間には、準備、後片づけ等一切の時間を含みます。時間外延長は適用されません。

【使用料】（税込）

<会場使用料>

- | | | |
|---------------------|-----------------|----------|
| ・基本会場費 | 1日（10:00～20:00） | ¥330,000 |
| ・仕込日使用料（1開催につき1日まで） | 1日（10:00～20:00） | ¥220,000 |
| ・撤去日使用料（1開催につき1日まで） | 1日（10:00～20:00） | ¥220,000 |
| ・時間外延長料金 | 1時間 | ¥33,000 |

※基本使用時間（10:00～20:00）のご利用で、10:00以前および20:00以降延長する場面に限ります。

- | | | |
|----------|-----|---------|
| ・時間貸使用料金 | 1時間 | ¥44,000 |
|----------|-----|---------|

※4時間以上のご使用に限ります。

| | | |
|-------------|-----------------|---------|
| <空気・空調使用料金> | 1日（10:00～20:00） | ¥11,000 |
| | 1時間 | ¥1,100 |

【仮押えからご契約、お支払いについて】

- 1 仮押え期間(2週間)以内に、ご決定か否かのお返事を頂きます(仮押え再延長は可能)。
- 2 本決定を頂いた後、予約金として会場使用料の全額をお振込いただきます。請求書を発行致しますので、請求書内の期日迄に指定口座へお振込下さい。
- 3 予約金振込の確認をもって契約成立となります。
- 4 ご予約金以外の人件費、使用機材などの付帯費、時間外延長料等の諸費用分につきましては、催事終了後に請求書を発行させて頂きます。請求書内の期日迄に指定口座へお振込下さい。
- 5 契約成立後のキャンセルについては、キャンセル料を申し受けます(下記「キャンセル料」の内容をご参照ください)。

【キャンセル料】

ご使用開始日を起算日として、下記のとおりキャンセル料を申し受けます。なお、会場使用料とは、前記【使用料】記載の金額となります。

- ・契約日から使用開始日の61日前まで 会場使用料の30%
- ・使用開始日の60日前から31日前まで 会場使用料の50%
- ・使用開始日の30日前から 会場使用料の100%

【ご使用前の打合せ】

- 1 ご使用日の15日前までに、スケジュール、プログラム、会場設営、設備等について貸主側担当者と詳細について打ち合わせを行ってください。
- 2 音響、照明については業者を指定しておりますのでご用命ください。
- 3 外部業者をご利用の場合も、あらかじめ貸主側担当者とお打ち合わせのうえ、ご使用期間中、貸主側立会者指示のもと作業を行ってください。
※この場合、別に定める技術立会料を申し受けます。
- 4 ご使用の際に会場内の施工がある場合、あらかじめ貸主側担当者とお打ち合わせのうえ、施工図面、仕込図、電気図面等を提出してください。
- 5 催事の内容によってはご使用をお断りする場合もございます。事前のお打ち合わせ、下見等は貸主側担当者と綿密に行ってください。

【物販手数料について】

当施設内で飲食物、あるいは関連商品等の物品を販売される場合は、売上額(消費税込)の10%を物販手数料として申し受けます。

【契約の解除、利用停止となる事項】

契約成立後、次の事項に該当する場合、契約済み、又は当施設をすでに使用中であっても、契約の解除、使用の停止をさせていただくことがあります。なお、その結果、借主側に損害が生じる場合があります。貸主は一切の責任を負いません。

- 1 前記【禁止事項】の各事項に該当すると認められた場合
- 2 借主の申込み内容に虚偽があった場合
- 3 天災地変は不測の事故・災害その他の不可抗力により当施設の使用が不可能となった場合
- 4 貸主の管理、運営上、止むを得ない事由が生じた場合
- 5 借主が施設使用規約に定める事項に違反した場合
- 6 借主が使用承認された以外の場所で作業やイベント・催物を行った場合
- 7 借主が反社会的勢力でないことを確約したものとみなし、当該確約に反する事実が判明した場合には、何らの催告を行うことなく、仮押え又は契約の解除及び利用の停止といたします。
- 8 当該施設の使用前に、前記1, 2, 5, 6, 7の事由により契約の解除となった場合は、キャンセルとみなし、前記【キャンセル料】を申し受けます。
- 9 当該施設の使用中に、前記1, 2, 5, 6, 7の事由により使用中止となった場合は、事由の如何にかかわらず、借主より受領した使用料等の金員は一切返還いたしません。また、発生した実費についても後日お支払いいただきます。

この使用規則は、2023年に設定したもので、変更する場合もございます。予めご了承ください。